

排水処理施設等の維持管理等に関する基準

京都市水質汚濁防止対策指導要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。

第 1 章 総 則

（用 語）

第1条 この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるものとする。

2 この基準において「排水処理施設」とは、工場等において発生する汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を処理することにより排水基準に適合させるために設置する施設で原水調整槽、汚水処理装置及び終末調整槽の総称をいう。

3 この基準において「汚水処理装置」とは、汚水等に含まれる汚濁物質を除去するための装置をいう。

（表示板の掲示）

第2条 工場等を設置する事業者は、排水処理施設の配置図及び処理系統図を記載した表示板を排水処理施設に接した見やすい場所に掲示するものとする。

第 2 章 構 造 等 の 基 準

（導 水 路）

第3条 特定施設等から排水処理施設までの汚水等の流路（以下「導水路」という。）は、汚水等の漏水及び閉塞を防止できる材質及び構造とすること。

2 導水路は、清掃が容易にできる構造とすること。

3 導水路は、破損、浸食等が容易に点検及び管理できる構造とすること。

4 導水路は、汚水等の種類ごとに判別できるよう色分け等により区分す

ること。

(排水路)

第4条 排水処理施設から排水口までの処理水の流路（以下「排水路」という。）は、処理水の漏水及び閉塞を防止できる材質及び構造とすること。

2 排水路は、清掃が容易にできる構造とすること。

3 排水路は、破損、浸食等が容易に点検及び管理できる構造とすること。

(排水口)

第5条 工場等の排水水を排出する場所（以下「排水口」という。）は、排水水の管理が容易に行えるよう可能な限り整理統合すること。

2 排水口は2か所以上になる場合には、排水水の種類が明確に判別できるよう表示等の措置を講ずること。

3 排水口は、排水水の水質及び量等を容易に点検及び管理できる構造とすること。

(排水処理施設の設置場所)

第6条 排水処理施設は、周辺の生活環境が損なわれない場所であって、かつ、清掃、点検及び管理（以下「維持管理」という。）が容易に行える場所に設置するものとする。

(排水処理施設の構造)

第7条 排水処理施設及び当該排水処理施設を設置する場所の床面（以下「床面」という。）は、次の各号に掲げる構造とすること。

(1) 汚水等の地下浸透を防止できる材質及び構造とすること。

(2) 破損、浸食等が容易に点検及び管理できる構造とすること。

2 原水調整槽は、次の各号に掲げる構造とすること。

(1) 汚水処理装置を常に安定した状態で稼働できるよう汚水等の水質及び量の変動に対応可能な容積を確保するとともに、原水の水質を均一に保つために必要な場合には、調整装置を設置すること。

(2) 原水調整槽に沈殿物及び浮上物が生じた場合は、これを容易に除去できる構造とすること。

(3) 粗大な物質の流入を防止できる構造とすること。

- (4) 汚でい等の処理及び床面の洗浄に伴って発生する汚水は、原水調整槽に返送できる構造とすること。
- 3 汚水処理装置は、次の各号に掲げる構造とすること。
 - (1) 汚水等の処理の状況を常に監視でき、維持管理が容易にできる構造とすること。
 - (2) 汚水等の処理の過程において有害物質を排出し、人の健康に影響を及ぼすことのない構造とすること。
- 4 汚水等の処理に使用する薬剤を貯蓄するための容器（以下「薬剤容器」という。）は、次の各号に掲げる構造とすること。
 - (1) 薬剤容器は、耐食性を有する材質を使用するとともに、薬剤の変質、揮散等を防止できる構造とすること。
 - (2) 薬剤の調整、補充等の操作及び制御が容易にできる構造をすること。
 - (3) 薬剤の残量、注入等の状況が容易に点検及び管理できる構造とすること。
- 5 終末調整槽は、次の各号に掲げる構造とすること。
 - (1) 処理水の水質を常に安定した状態で維持するうえで必要な容積を確保するとともに、処理水の水質を均一に保つために必要な場合には、調整装置を設置すること。
 - (2) 終末調整槽に沈殿物及び浮上物が生じた場合には、これを容易に除去できる構造とすること。

（制御装置の設置場所）

第8条 排水処理施設を正常に稼働し、管理するために設置する装置（以下「制御装置」という。）は、温度、湿度、振動等の影響を受けず、維持管理が容易にできる場所に設置するものとする。

第 3 章 維持管理に関する基準

（排水処理施設）

第9条 工場等を設置する事業者は、排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 排水処理施設を稼働しようとするときは、制御装置、薬剤の残量等を点検するものとする。
- (2) 排水水を排出しようとするときは、排水処理施設が適正に稼働しているか否かを確認すること。
- (3) 排水処理施設の稼働を停止しようとするときは、排水路に汚水等が流入することのないよう適切な措置を講ずること。
- (4) 排水処理施設の稼働を相当の期間停止しようとするときは、前号の措置を講ずるとともに、稼働時に排水処理施設の機能及び能力に支障をきたさないよう管理すること。

(導水路、排水路及び排出口)

第10条 工場等を設置する事業者は、汚水等及び処理水の漏水又は水路の閉塞等が生ずることのないよう、導水路、排水路及び排水口の維持管理に努めるものとする。

(制御装置)

第11条 工場等を設置する事業者は、常に排水処理施設の正常な機能を維持し、安定した状態で稼働できるよう制御装置の維持管理に努めるものとする。

(用具等の整備)

第12条 工場等を設置する事業者は、排水処理施設の維持管理に必要な用具及び資材を整備するものとする。

(管理日誌)

第13条 工場等を設置する事業者は、特定施設及び排水処理施設の稼働状況等を点検し、管理した結果を日誌（以下「管理日誌」という。）に記録し、これを1年間保存するものとする。

2 管理日誌は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第1項第2号に規定する技術的事項を基に作成するものとする。

3 管理日誌の作成に当たっては、事前に市長と協議するものとする。

(危険防止)

第14条 工場等を設置する事業者は、排水処理施設の設置、稼動等に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(二次公害の防止)

第15条 工場等を設置する事業者は、排水処理施設から発生する騒音、振動、悪臭等により周辺的生活環境を損なうことのないよう必要な防止対策を講ずるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この基準は、決定の日（昭和53年4月1日）から実施する。

(経過措置)

2 昭和53年4月1日以前に設置されている排水処理施設を有する工場等を設置する事業者については、第3条から第8条までの規定は適用しない。

附 則

この基準は、平成元年6月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和2年8月3日から実施する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から実施する。